

# 令和 5 年度 A O 入 試 問 題 集 ( 文 学 部 )

公表期限：2026 年 3 月末

東北大学入試センター

※ 以下の(1), (2)の場合を除き、複製、転載、転用することを禁じます。

(1) 受験予定者が自主学習のために使用する場合

(2) 学校その他の教育機関(営利目的で設置されているものを除く。)の教職員が教育の一環として使用する場合

令和5年度（2023年度）東北大学

AO入試（総合型選抜）Ⅱ期

# 筆記試験①問題

令和4年11月5日

志願学部	試験時間	ページ数
文学部 教育学部 法学部	10:30~11:30 (60分)	10ページ

## 注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この「問題冊子」、「解答用紙」を開いてはいけません。
2. この「問題冊子」は10ページあります。ページの脱落、印刷不鮮明の箇所などがあった場合には申し出てください。ホチキスは外さないでください。
3. 「問題冊子」の他に、「解答用紙」、「メモ用紙」を配付します。
4. 解答は、必ず黒鉛筆（シャープペンシルも可）で記入し、ボールペン・万年筆などを使用してはいけません。
5. 「解答用紙」の受験記号番号欄（1枚につき1か所）には、忘れずに受験票と同じ受験記号番号をはっきりと判読できるように記入してください。
6. 解答は、必ず「解答用紙」の指定された箇所に記入してください。
7. 特に指示がある場合以外は、日本語で記入してください。
8. 解答に字数の指定がある場合、句読点、数字、アルファベット、記号も1字として数えてください。
9. 試験終了後は「解答用紙」を回収しますので、持ち帰ってはいけません。「問題冊子」、「メモ用紙」は持ち帰ってください。

——このページは白紙——

——このページは白紙——

1 次の英文を読み、以下の問いに答えなさい。

Three \*sprawling housing estates on the edge of Toulouse are home to around 30,000 people, and they are considered to be amongst the poorest urban neighbourhoods in southern France.

But each morning, from Monday to Friday, they are taking part in <sup>(1)</sup> an extraordinary social experiment.

The two main schools on the estates had the worst educational achievement record in Haute Garonne, the department or county that includes France's fourth biggest city, Toulouse.

About 95% of the residents of Bellefontaine, La Reynerie and Mirail come from immigrant backgrounds, mainly from North and West Africa.

Four years ago, the local authorities decided to close those schools and bus the pupils to schools in the prosperous city centre.

The man behind the project was [redacted] the left-leaning president of the Haute Garonne council.

“Social inclusion provides a better way for these kids to succeed at school,” he says. “In a republic, it means integrating these ghettos with the rest of French society and ensuring that there are citizens whose lives are not socially \*predetermined.”

At 07:00, it's still dark on the estates, but a trickle of kids emerge from the shadows of the tower blocks with rucksacks and wait at bus stops at various pick-up points.

In all, 17 buses gather the pupils between the ages of 11 and 15 and take them to 11 different schools in the city centre. ( I ).

Each bus has a social worker on board to handle any problems and coordinate with school staff and parents.

On one bus, [redacted] enforces military-style discipline. The boys are ordered to remove their \*hoodies, turn off their phones and keep their seat belts on.

She has been part of the bussing experience since it started: “It's great, <sup>(2)</sup> ( ) (ア) (イ) (ウ) ( ) and have integrated well in their new schools and made new friends outside of their estates. They are very fortunate.”

On the bus, [redacted] 13, sees no difference between his friends at home and at his new school.

[redacted] 11, says her grades have improved in the past few months because homework is done in class in the last hour of school in the centre of Toulouse and her classwork is monitored more frequently by the teachers.

( II ).

Before the bussing started, the drop-out rate after the Brevet, the French diploma for 15-year-olds, was close to 50%. It is now below 6% and grades of pupils from the estates have improved by close to 15%.

“Bussing has become essential because it encourages integration,” says [REDACTED], headmaster of the Michelet school in the city centre which has taken in around 70 children from the suburbs.

Many of the children from the poorer backgrounds do not have stable family structures to encourage them to succeed, he says, but the bussing strategy helps everyone.

“Pupils from both communities learn about each other and different walks of life and help each other. They work in teams and it's all very positive,” the headmaster says.

Education authorities say ( III ).

[REDACTED]'s parents - [REDACTED] and [REDACTED], originally from Morocco - live in a flat on one estate where conversations in Arabic on the streets are more common than French.

They have six children and proudly show me framed certificates of their children's grades: “My son is studying better than ever and mixing with students from other cultures, and this will improve his life opportunities,” says [REDACTED].

For the head of the Haute Garonne authority, consultation was key. As many as 130 parent-teacher meetings were held before the bussing project was launched, and schools that accepted bused-in children received financial incentives.

In all, the project has cost €54m (£46m).

( IV ), Mr [REDACTED] explained, but from political opponents on the right.

The bussing experiment is now here to stay as the two failing schools on the estates are being replaced by two new schools built away from their traditional \*catchment area to ensure permanent social mixing in the classrooms.

Now several other cities and towns across France encouraged by the results here are launching their own bussing initiatives.

(Chris Bockman, “French school bus experiment brings hope to Toulouse estates,” *BBC News*, Nov 20, 2021-from BBC News at [bbc.co.uk/news](http://bbc.co.uk/news))

(注)

\*sprawling 無秩序な

\*predetermined 前もって決定されている

\*hoodie (フード付きの) パーカー

\*catchment area 管轄地域

問1 下線部(1)に関して以下の問いに答えなさい。

(ア) どのような内容か

(イ) そのようなことが行われるようになったきっかけは何か

問2 下線部(2)の( )内に、文脈に合うように以下の語を適切な順序に並び替えて入れるとき、(ア)(イ)(ウ)に入る語の番号を答えなさい。ただし、同じ選択肢を複数回使用しないこと。

(2) ( ) (ア) ( ) (イ) ( ) (ウ) ( )

- ① it    ② used    ③ the    ④ to    ⑤ have    ⑥ kids    ⑦ got

問3 空欄 ( I ) ~ ( IV ) に入る最も適切なものをそれぞれ下から選び、記号で答えなさい。ただし文頭の語はすべて小文字で表記してある。同じ選択肢を複数回使用しないこと。

(ア) opposition to the scheme did not come from parents

(イ) the journey takes between 45 minutes and one hour

(ウ) that is the most startling statistic to emerge from this four-year experiment involving 1,140 pupils from the estates

(エ) some parents have shown more interest in their children's progress since they switched school

問4 この計画の実施前に教育当局はどのような努力をしたか、説明しなさい。

——このページは白紙——



2 次の英文を読み、以下の問いに答えなさい。

We all have a natural tendency to compare ourselves to others, whether intentionally or not, online or offline. Such comparisons help us evaluate our own achievements, skills, personality and our emotions. This, in turn, influences how we see ourselves.

But what impact do these comparisons have on our well-being? It depends on how much comparing we do.

Comparing ourselves on social media to people who are ( 1 ) than we are makes us feel ( 2 ). Comparing ourselves to people who are ( 3 ) than us, however, makes us feel ( 4 ) or inadequate instead. The social media platform we choose also affects our morale, as do crisis situations like the COVID-19 pandemic.

As a PhD student in psychology, I am studying incels — men who perceive the rejection of women as the cause of their involuntary \*celibacy. I believe that social comparison, which plays as much a role in these marginal groups as it does in the general population, affects our general well-being in the age of social media.

The degree of social comparison that individuals carry out is thought to affect the degree of motivation they have. According to a study by researchers at Ruhr University in Bochum, Germany, (5)there is an appropriate level of perceived difference between the self and others that maximizes the effects of social comparison.

Specifically, if we see ourselves as vastly superior to others, we will not be motivated to improve because we already feel that we are in a good position. Yet, if we perceive ourselves as very inferior, we will not be motivated to improve since the goal seems too difficult to achieve.

In other words, the researchers note, beyond or below the appropriate level of perceived difference between oneself and another, a person no longer makes any effort. By perceiving oneself as inferior, the individual will experience negative emotions, guilt and lowered pride and self-esteem.

Social comparisons therefore have consequences both for our behaviour and for our psychological well-being. However, comparing yourself to others at a restaurant dinner ( 6 ) comparing yourself to others on Facebook. It is easier to invent an exciting existence or \*embellish certain aspects of things on a social media platform than it is in real life.

The advent of social media, which allows us to share content where we always appear in our best light, has led many researchers to consider the possibility that this amplifies unrealistic comparisons.

Research shows that the more time people spend on Facebook and Instagram, the more they compare themselves socially. (7)This social comparison is linked, among other things, to lower self-esteem and higher social anxiety.

A study conducted by researchers at the National University of Singapore explains these results by the fact that people generally present positive information about themselves on social

media. They can also enhance their appearance by using filters, which create the impression that there is a big difference between themselves and others.

In turn, researchers working at Facebook observed that the more people looked at content where people were sharing positive aspects of their lives on the platform, the more likely they were to compare themselves to others.

However, could the effect of this comparison in a particularly stressful context like the COVID-19 pandemic be different?

A study from researchers at Kore University in Enna, Italy, showed that before lockdowns, high levels of online social comparison were associated with greater distress, loneliness and a less satisfying life. (8) But this was no longer the case during lockdowns.

One reason for this would be that by comparing themselves to others during the lockdown, people felt they were sharing the same difficult experience. That reduced the negative impact of social comparisons. So, comparing oneself to others online during difficult times can be a positive force for improving relationships and sharing feelings of fear and uncertainty.

There are distinctions to be made depending on which social media platform a person is using. Researchers at the University of Lorraine, France, consider that social media platforms should not be all \*lumped together.

Trying to get social support on social media during the COVID-19 pandemic may reactivate negative emotions instead of releasing them, depending on which social media platform a person is using.

Many things motivate us to compare ourselves socially. ( 9 ), social media exposes us to more of those motivations. Depending on the type of content that is being shared, whether it is positive or negative, we tend to refer to it when we are self-evaluating. Sharing content that makes us feel good about ourselves and garners praise from others is nice, but you have to consider the effect of these posts on others.

Yet overall, I believe that sharing your difficulties in words, pictures or videos can still have positive effects and bring psychological benefits.

(Sabrina Laplante, "How social media can crush your self-esteem," *The Conversation*. Jan 9, 2022. より一部改変)

(注)

\*celibacy 独身生活

\*embellish 美しくする

\*lump ひとまとめにする

\*garner praise 賞賛を得る

問1 ( 1 ) ~ ( 4 ) に入る最も適切な語句の組み合わせを以下の (ア) ~ (エ) の中より1つ選び、記号で答えなさい。

- |                      |              |                  |              |
|----------------------|--------------|------------------|--------------|
| (ア) (1) doing better | (2) better   | (3) worse off    | (4) inferior |
| (イ) (1) doing better | (2) inferior | (3) worse off    | (4) better   |
| (ウ) (1) worse off    | (2) better   | (3) doing better | (4) inferior |
| (エ) (1) worse off    | (2) inferior | (3) doing better | (4) better   |

問2 下線部(5)はどのようなことを述べているのか、本文に即して具体的に 140 字から 180 字程度で説明しなさい。

問3 ( 6 ) に入る適切なものを以下の (ア) ~ (エ) の中より1つ選び、記号で答えなさい。

- (ア) has more effect than
- (イ) has no effect as
- (ウ) has almost the same effect as
- (エ) does not necessarily have the same effect as

問4 下線部(7)のように主張する理由は何か、本文に即して具体的に説明しなさい。

問5 下線部(8)のように主張する理由は何か、本文に即して具体的に説明しなさい。

問6 ( 9 ) に入る適切なものを以下の (ア) ~ (エ) の中より1つ選び、記号で答えなさい。

- (ア) Even when we don't use it
- (イ) Whether we like it or not
- (ウ) Provided that we don't like it
- (エ) However hard we try

令和五年度（二〇二三年度）

東北大学文学部 AO入試（総合型選抜）Ⅱ期

## 筆記試験

試験期日 令和四年十一月五日（土）

試験時間 十三時～十六時

### 注意

- 一 問題冊子は指示があるまで開かないこと。
- 二 問題冊子は二二頁からなっている。試験開始後、直ちに確認すること。
- 三 頁の落丁・乱丁および印刷不鮮明の箇所等に気付いた場合には、監督者に申し出ること。
- 四 解答用紙には、忘れずに受験記号番号を記入すること。
- 五 解答用紙を持ち帰ってはならない。 終了後、問題冊子および下書用紙は持ち帰ること。

次の文章は、矢切努が著した「地方公文書館の現状と課題」（大阪大学アーカイブズ編『アーカイブズとアーキビスト』記録を守り伝える担い手たち」第四講、大阪大学出版会、二〇二二年）による。この文章を読み、次の問一、問二に答えなさい。なお、問一、問二ともに、改行のために生じる余白および句読点も文字数に含む。解答は縦書きで記すこと。

問一 筆者の言う「アーカイブズ文化」の意味するところについて、六〇〇字以上、八〇〇字以内で述べなさい。

問二 「タックス・ペイヤーズ」としての権利意識を日本において覚醒させるためには、どのようにすればよいか。本文を参考に、あなたの見解を、一四〇〇字以上、一六〇〇字以内で述べなさい。なお、**解答の冒頭には自分の見解にふさわしい題名をつけなさい。**

## 地方公文書館の現状と課題

### はじめに

近年わが国では、政府・官僚による杜撰な公文書管理の重大な諸問題が次々と発覚した。これら政府・官僚による公文書の隠匿・廃棄・改ざん問題は、日本国憲法が規定する「国民主権」や「民主主義の根幹」を揺るがすだけでなく、官僚制と密接不可分の関係にある「行政の（公）文書主義」の基盤をも揺るがす重大問題である。

「公文書」とは、(一)国民の税金によって作成された国民の共有財産であり、決して政府（政権）や官僚の所有物ではない。それゆえに、(二)行政活動について、主権者である国民に対して適正に説明する責務を果たすための重要な資料であり、また(三)政府・官僚にとっても、自らが行った行政・司法の活動を自らがたどるための資料でもある。

「公文書管理法」（二〇〇九年）第一条は、「公文書等」が「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」であり、「国民主権の理念」の下、主権者国民が「主体的に利用し得るもの」と規定している。政府・官僚には、現用の行政文書等を適正に管理すると同時に、保存年限が満了して歴史的価値があると判断された歴史公文書等の適切な保存および利用等を図り、国民に対する行政サービスの適正かつ効率的な運用に資するとともに、「国及び独立行政法人等の有するその諸活動」を「現在及び将来の国民に説明する責務」が課されているのである。よって、近年の政府・官僚による杜撰な公文書管理のあり様は、主権者たる国民に対する政府・官僚の背信行為であって、国民の政府・官僚に対する不信にも直結する重大問題である。

このような重大問題が起こる原因は、日本における「アーカイブズ文化」の不在にある。「アーカイブズ文化」とは、「タックス・ペイヤーズ」（Tax payers）の意識を基盤として、アーカイブズの意義と重要性を認識し、成立し得る歴史・文化的な土壌のことである。租税を原資とする行政の執行手段である「公文書」を「国民共有の財産」だと考える国民の意識が極めて希薄であること、それが、政府・官僚による杜撰な公文書管理を許した最大の理由であろう。

こうした公文書管理の諸問題は、従来、「公文書」に関心を示してこなかった国民が適切な公文書管理の必要性と重要性を認識するよい機会にもなった。また近年、アーカイブズの用語も普及してきた。だが、日本ではなおアーカイブズの用語の概念や範疇<sup>はんちゆう</sup>、対象を十分に定式化し、自覚的に用いることができてはおらず、自家薬籠中のものとすることもできてはいない。

本来、アーカイブズには、文書館や公文書館および類縁施設が収集・整理・保存の対象とする「記録史料」という意味、

そして「記録史料」を収集・整理・保存の対象とする施設としての文書館・公文書館および類縁施設（以下、公文書館と略称）という二つの意味があるが、本講では後者の地方公文書館の現状と課題を考える。

## 一 地方公文書館等の現状

### 地方公文書館の設立と経緯 — 「公文書館法」を中心に —

日本最初の都道府県レベルのアーカイブズは、一九五九（昭和三四）年開館の山口県文書館である。一九六〇年代から七〇年代には、歴史資料保存のための文書館設置運動が展開され、京都府（一九六三年）、東京都（一九六八年）、埼玉県（一九六九年）、福島県（一九七〇年）など、都道府県を中心に公文書館が設立される。こうした地方の動きに遅れ、一九七一（昭和四六）年に国立公文書館が誕生し、一九八七（昭和六二）年に「公文書館法」ができた。

同法は、第二条で「国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く）」を「公文書等」と定義し、第三条で「歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務」を国と地方公共団体に課した。そして、第四条で「歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設」を公文書館と定義し、公文書館に館長、アーキビスト（歴史的公文書等についての調査研究を行う専門職員）その他必要な職員を置くものとした。

一九八九（平成元）年一月二五日、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）が発表した「公文書館法の制定とその意義」では、「公文書館法」の意義が以下の三点で評価されている。

(一)「公文書」の歴史資料としての価値が法律で明記された

(二)国・地方公共団体に対し、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し「適切な措置を講ずる責務」が課された

(三)図書館司書、博物館学芸員のような、専門職員(アーキビスト)の設置が公文書館に義務付けられた

「公文書館法」には、公文書館の権限が明記されず、附則第二項で、地方公文書館に「当分の間」アーキビスト設置免除の特例が設けられるなど不十分な点もあった。だが、国や地方に公文書館等の設置を促す強い効果が期待された。事実、地方公文書館設立の追い風にもなった。

だが、地方公文書館を取り巻く環境は、すぐに転換期を迎える。一九九〇年代後半以降、地方財政は危機に直面する。大都市圏の都府県や都市部が相次ぐ「財政非常事態」宣言を出し、人員削減や事務事業の民間委託等の財政再建計画を次々と打ち出すなど、地方財政は悪化の一途をたどったのである。地方財政悪化に伴い、従来、地方公文書館等の設立の中心を担ってきた府県レベルの公文書館設置は停滞期を迎え、九〇年代末〜二〇〇〇年代初頭には、市町村レベルでの公文書館設立の動きが生じる。

その他、日銀アーカイブズや大学アーカイブズ、震災アーカイブズなど、従来の主体と異なる組織・地域(国、市町村、諸団体、民間)で公文書館等設立の動きが加速した。こうした動きは、「情報公開法」の公布・施行(一九九九年・二〇〇一年)や「説明責任」(アカウンタビリティ)思想の浸透、アーカイブズの用語の国民レベルでの普及などにより醸成された。

だが日本では、公文書館を設置する地方公共団体はわずか数パーセントにすぎない。都道府県や政令指定都市でも、そのすべてで公文書館が設置されている訳ではない。「公文書館法」に基づく公文書館であればなおさらである。「公文書館法」に基づく公文書館とは、「公文書館法」が規定する公文書館たる条件をもつ公文書館である。地方公共団体が設置した(第五



条)「歴史資料として重要な公文書等」の保存・閲覧・調査研究を目的とする施設で、館長やアーキビスト(附則第二項で、  
当分、置かなくてよいが)その他必要な職員が置かれ(第四条)、かつ(同法公布・施行後の施設では)「条例」で設置根拠  
が規定された公文書館である。

その他、「公文書館法」の基準を満たさないが、「公文書管理法」が求める「公文書館的機能」(同法の趣旨に則り「保有  
する文書の適正な管理に關して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努め」(第三四條)と考えられる機能)をも  
つ施設として設置される場合もある。地方では、このような「公文書館的機能」を有する施設も十分に設置されてはいない。

### 地方公文書館を取り巻く環境

地方財政難を背景に、多くの地方では「行政改革」や「財政健全化」の名の下、予算の削減、行政サービスの整理が行わ  
れている。特に、整理の対象となるのは、地域住民の反発を受けにくい文化行政や施設である。

戦後日本では、文化財保護や芸術文化の振興、伝統芸能の保存など、文化行政が全国的に推進されてきた。一九七〇年代  
以降、「文化の時代」や「地方の時代」が提唱され、独自の地域文化振興も活発化した。ところが、財政難で文化予算が削減  
され、行政当局の文化行政に対する関心も低下し、来館者・利用者の少ない文化施設は無駄だという意識から、「利用者数の  
低迷」を理由に文化行政・施設の整理が進められていった。

こうしたなか、同じ文化施設でも、公文書館は、図書館や博物館に比べ、特に厳しい状況にある。日本では一般に、行政  
サービスの一環として社会教育機関である公共図書館の設置を求める市民は多く、全国都道府県および市以上の地方におけ  
る公共図書館の設置率はほぼ一〇〇パーセントに近い。だが、公文書館設置を要求する市民の声はほとんどなく、地方公文  
書館設置率は極めて低い。なぜなら、図書館や博物館を認知、理解する地域住民は多いが、公文書館を認知、理解する地域

住民は少ないからである。図書館も公文書館も、ともに「形式知を担う基盤的社会制度」であるのだが、図書館に対する関心は高いが、「行政参画の基盤となる公文書館には無関心な地域住民」が多い。日本では、図書館は「社会教育機関として住民の誰にでも公開され、健全なコミュニティの構成員たる健全な主権者の生涯学習機関」と捉えるが、公文書館は「歴史研究者・愛好者のための専用の図書館程度」にしか考えていないのである。

以上のように、日本では、主権者（国民）でもあり、自治の担い手（市民）でもある地域住民の公文書館に対する認知、理解が乏しく、関心も低い。これらの点は、諸外国に比べても際立っている。こうした地域住民（国民）の公文書館に対する関心の低さが、地方公文書館を取り巻く環境をさらに悪化させている。というのも、地域住民（国民）が、適切な公文書管理や公文書館に強い関心をもっていなければ、有権者の関心の動向を敏感に感じ取り、それを政策の俎上そじょうにあげようとする首長や議員等のインセンティブにつながらないからである。地域住民（国民）が、公文書館を認知、理解せず、関心を持っていないわが国では、政治家や行政当局が、公文書館の設立・拡充を政策とするメリットが存在しないのである。仮に、政治家や行政当局が公文書館の意義・役割を意識し、公文書館設立や拡充政策を掲げても、地域住民（国民）ニーズとは合致せず、予算の無駄遣いと批判を受ける可能性もある。ましてや、公文書館（サービス）を縮小や廃止した方が、財政健全化政策の一環として評価される場合すら少なくないのである。

## 地方公文書館の取り組み

こうした状況にあって、公文書館未設の地方にとって、公文書館設立は容易な事業ではなく、公文書館既設の地方にとっても、公文書館（サービス）の維持・継続は困難な事業である。公文書館は、図書館等に比べ人員も予算も限定され、限られた人員・予算を活用し、自らの意義と役割を地域住民（国民）や政治家・行政当局に訴求しなければならぬ。

地方公文書館の業務として重要なのは、(1)歴史的文書の選別・収集・保存・公開、(2)古文書講座や歴史講座、企画展示などの住民サービスである。わが国では、(1)も重要な業務ではあるが、それ以上に重要なのが(2)である。その理由は、来館者・利用者の少ない文化施設は無駄だという意識が日本では強く、地方公文書館関係者は、政治家・行政当局の理解を得るためには、一定数の利用者・来館者を絶えず維持し続けなければならないからである。

古文書・歴史講座や企画展示の開催は利用者・来館者数を増やす主要なイベントであり、限られた人員・予算を活用し、これらのイベントが精力的に行われることになる。近年、古文書解読や郷土史学習は地域史や歴史学習熱の高まりを受け人気となつている。これらの講座や企画展は、所蔵文書を公開し歴史的公文書の収集、保存、公開の必要性、公文書館の意義と役割を地域住民に周知できる貴重な機会でもある。それゆえ、アーキビストのいる公文書館では、アーキビストの主たる業務は、各種講座や企画展示の企画・立案・運営であるといつてよい。だが、これらのイベント開催は、人員・予算のさらなる削減リスクも内包している。各種講座や企画展の開催は、人員・予算削減の余地があるという財務当局の判断にもつながら、結果的には、さらなる人員・予算削減をもたらす可能性もある。地方公文書館は長い冬の時代を迎えている。

## 二 地方公文書館の課題

### 地方公文書館の設立・拡充に向けて

地方公文書館の設立・拡充には、地方財政状況の改善が欠かせない。だが、地方財政構造は、中央―地方の歳出比率は四対六であるのに歳入比率は六対四で、この歳入出比率の矛盾を調整するための中央から地方への財源再分配制度が設けられてはいるものの、歴史的な中央集権的税財政構造の下で地方の財政自立性は低い状況にある。

また、公文書館が市民に身近な施設で「民主主義社会の基本要件」となっている欧米と異なり、公文書館を認知、理解せず、関心も持たない日本では、政治家や行政当局が公文書館を設立・拡充するインセンティブを生じる土壌もない。「アーカイブズ文化」が存在しないからである。

公文書館の設立・拡充には、根本的には欧米のような「アーカイブズ文化」の成立が待たれるが、それには長い年月が必要である。よって当面の間、地方財政事情を勘案しつつ、可能性を探る以外みちはない。

本来、公文書館は、単独施設として設置されることが望ましい。公文書館と他の文化施設などは、その目的・性格・内容・利用者・利用方法が異なるからである。だが、上述した日本の実情を考慮すれば、単独施設にこだわらず、図書館や博物館、歴史資料館、情報公開施設等の既存の施設との複合施設、あるいは府県と市町村との広域連携に基づく共同公文書館等の取り組みを参照して、「公文書管理法」の趣旨に則った「公文書館的機能」をもつ施設の設置を検討する必要がある。

そして、地方公文書館を維持・継続するには、政治家や行政当局の公文書館拡充のインセンティブを生じる土壌を形成していかなければならない。そのためには、公文書館を「歴史研究者・愛好者のための専用の図書館程度」と考える地域住民の意識を転換させる取り組みが必要となってくる。

そもそも政治家や行政当局、地域住民の公文書館に対する認識、理解の乏しさは、公文書館の収集・保存・公開の対象とする文書が「歴史公文書」であるところにも原因がある。「国立公文書館法」や「公文書管理法」が公文書館の所蔵資料を「歴史公文書」と位置付けていることで、公文書館が歴史的な要素が非常に強い施設となっている。このため、公文書館の所蔵資料は、もっぱら近現代史専攻の歴史学者が対象であって、行政当局が利用可能なものではないという意識が強くなっている。事実、多くの公文書館では、行政職員の利用は非常に限られている。また、公文書館を認知している地域住民の意識でも、図書館とちがひ、公文書館は、利用者が歴史学者に限定された敷居の高い施設と考えられている。

一番の問題は、「歴史公文書」も地域住民（国民）共有の財産だと捉える意識が浸透していないところにあるのだが、公文

書館の収蔵資料を「歴史公文書」とする法的位置付けも、政治家・行政当局、地域住民の認識、理解を乏しくし、関心を低下させる要因ともなっている。

この点については、札幌市の公文書管理に対する考え方が参考にできよう。「札幌市公文書管理条例」(二〇一二年)は、「公文書のうち、市政の重要事項に関わり、将来にわたって市の活動又は歴史を検証する上で重要な資料」を「重要公文書」と位置付け、「重要公文書」の中から選別された「特定重要公文書」が公文書館の収蔵資料であるとしている(第二条)。ここで重要なのは、「歴史」を前面に出さず、「歴史」を削るでもなく、公文書館の所蔵資料が過去・現在・未来の市の行政活動に資する重要な資料であると位置付けているところである。これは、文言上のイメージの問題ではあるが、政治家・行政当局、地域住民の公文書館に対する認識、理解を深め関心を高める可能性が秘められているのではないか。

## 文書を残す基準

地域住民の公文書館に対する認識、理解を深め、関心を高めるには、どのような資料を所蔵するかが重要課題である。要は、「文書を残す基準」である。

地方公文書館は、現用文書の保存期間満了後、廃棄対象となる公文書リストの一覧が送られ、このリスト上での一次選別を行い、一次選別後に現物を直接確認して二次選別を行い、その移管を受けて最終選別を行い、所蔵文書として登録する形式が一般であろう。しかし、必ずしも明確な「文書を残す基準」が策定されていない場合が多く、選別が困難な場合も少なくないであろう。歴史的に重要な公文書とは何か、という価値判断基準が定式化されているとはいえないのである。

例えば、二〇一〇(平成二二)年七月一五日の第一回公文書管理委員会では、将来、「国立公文書館に移管すべき歴史的価値のある文書の判断基準」を次のように例示している。

- ① 国益や社会に重大な影響を与える意思決定であったかどうか。
- ② 個人や法人が重大な影響を受ける意思決定であったかどうか。
- ③ わが国の歴史、文化、学術の発展のために役立つ文書であるかどうか。
- ④ 今後の政策形成の参考資料となるかどうか。
- ⑤ わが国の社会に重大な影響を与えた事件、事業であったか。

これらは、国立公文書館を対象としたものであり、国を地方公共団体に置き換える必要があるが、一定の参考にはなるだろう。だが、「重大な影響」や「役立つ」といった基準に基づく判断は困難であり、過去の評価・選別の先例や経験則に基づいた評価・選別が行われるのが一般的である。ただし、評価・選別業務をある特定の担当者が継続的に一貫して行うわけでもないため、公文書館で収集・保存する文書が変化する可能性もある。

そこで地方公文書館は、地域の歴史や文化、特有性に基づく、独特の公文書館像を描き、それに即した「文書を残す基準」を設定することが必要であろう。公文書館のイメージを確立し、地域住民に親しまれる施設というイメージを創り出す試みである。

例えば、山口県文書館には、旧長州藩主毛利家から寄託された藩政文書がある。埼玉県立文書館では、他館で例を見ない地図センターが設置されている。沖縄県公文書館では、沖縄戦の記録や琉球政府時代の公文書などを閲覧することができる。こうした、地域住民の生活の歴史に根差した公文書館のあり様とそれに基づく様々な公文書館当局者の創意工夫が、地域住民に親しまれる施設として、イメージの定着と相俟<sup>あいま</sup>って、公文書館利用者・来館者数の向上に帰結するのである。

このような地域の特有性を考慮し、地域独特の公文書館像を描き、(一)行政の一貫性、(二)歴史的基準、(三)自治体の特有性な

どを考慮して、「文書を残す基準」を策定し、地域住民に親しまれる施設を目指す必要がある。

欧米では、公文書館に対する社会的認知度が高く、推理小説などにも公文書館が事件解決の舞台として登場するほど、公文書館が広く認識されている。欧米で、公文書館に対する認識、理解が深い理由の一つが、市民に身近な歴史資料が所蔵され「市民に身近なアーカイブズ」となっているところにある。例えばイギリスでは、自らの先祖をたどる「家系調査」のために多くの一般市民が公文書館を訪れるという。英国国立公文書館には、「ロンドン家系調査センター」の専門ブースが設置され、過去の国勢調査の記録から出産・結婚・離婚・死亡等の記録のほか、相続税の納税記録や軍隊での従軍記録などが保存され、閲覧可能だという。英国の地方公文書館でも、手紙や家計簿、農事記録、写真集、地図やフィルムなど、「先人の暮らしぶりを鮮やかに示してくれる」私文書まで保管され、「過去の出来事の詳細を再発見出来る場所」として、多くの市民が訪れている。

日本では、同和問題もあり「戸籍」や寺院「過去帳」の保存・公開は難しく、「家系調査」サービスのような取り組みは困難である。だが、歴史研究者に利用が限定された敷居の高い施設ではなく、欧米の公文書館のような日常の身近な記録を尋ねて地域住民が訪れる施設、「市民に身近なアーカイブズ」、「過去の出来事の詳細を再発見出来る」場所を目指すことは不可能ではない。

### 地域に根ざし「市民に身近なアーカイブズ」を目指して

このような意味で、地方公文書館は「暮らしの中のアーカイブ」という発想をもつことが極めて重要である。地方公文書館は、率先して、家族の資料や学校の公文書や記念誌などを、積極的に収集・保存・公開していくべきである。

社会の最小単位である家族の記録資料は、地域住民の暮らしを反映し、地域文化の発展や住民の暮らしぶりの変化を知る

ことのできる重要な記録である。また、小・中・高校は地域住民に非常に身近な施設である。自分や家族が通った学び舎の公的記録や写真、アルバム等は、地域住民の身近な歴史調査に不可欠の資料であり、「市民に身近なアーカイブズ」を目指すには必要不可欠のものである。

日本の公文書館は、基本、行政官庁の業務記録である公文書を対象としており、地域住民の権利・財産・履歴といった「私文書」（個人の記録）は収蔵していないために社会的役割が低いといった指摘もある。今後、地方公文書館は、欧米のような「市民に身近なアーカイブズ」として、地域住民に対する地方行政サービスの一環として、歴史的公文書の収集だけでなく、地域住民生活の全般にわたる記録資料を収集し、地域住民の権利を擁護する場として認知される必要があるだろう。家族の記録資料は、後代の家族Ⅱ将来の地域住民の重要な歴史的記録であり、自分史・家族史の作成に資するだけでなく、場合によっては地域社会や国家にとつての重要な記録遺産となる可能性も秘めている。公立学校の運営は地域住民の負担した地方税・国税を原資に行われるものであり、地方公共団体が設立・運営し、地域住民に身近な施設でもある「学校アーカイブ」は、今後、地方公文書館の積極的な収集の対象とすべきであろう。

さらに地方公文書館は、地域の文化的遺産を残す役割をも積極的に果たしていくべきである。イタリアやスペインでは、地域出身の芸術家の小説・原稿のほか、音楽アーカイブズ等を、地域の文化的遺産として、公文書館等で保存している。その背景には、文化的遺産は公的か私的かを問わず、「国家の記憶を形成」するもので、国民に「非常に重要な役割」のある「社会全体の利益」となるものである。だから、「国民利益を代表する国家」が国民の利益のために「遺産を保護すべき」責務があるのであり、「保護」とは国民の「権利の擁護」を意味するのだという「文明の概念」があるという。

日本の地方公文書館も、単に、公文書等、紙媒体の行政記録や行政情報のみを収集・保存・公開の対象とするのではなく、公的か私的かを問わず、地域の記憶を形成する地域の文化的遺産を積極的に収集していくべきであろう。特に公文書館では、地域住民の税金に基づいている施設であるから公文書はともかく私文書の収集は説明ができないという意見もある。だが、



上述したような地域住民の利益を代表する地方公共団体が、地域住民の利益のために地域の文化的遺産を保護すべき責務があり、文化的遺産の保護とは、地域住民の「権利の擁護」を意味するのだという意識改革が必要であろう。それによって、地方公文書館は「市民に身近なアーカイブズ」として、地域住民の認識、理解を深め、関心を高めてもらえる施設へと変化することができる。「市民に身近なアーカイブズ」の要件が達成できれば、次に目指されなければならないのは、欧米社会に見られるような、公文書館を「民主主義社会の基本要件」ととらえる認識の共有である。そのためには、日本における「アーカイブズ文化」の形成が必要不可欠である。

### 三 「アーカイブズ文化」

はじめに述べたように、「アーカイブズ文化」とは「タックス・ペイヤーズ」の意識を基盤として、アーカイブズの意義と重要性を認識し、成立し得る歴史・文化的な土壌である。

市民革命を経験した欧米では、「タックス・ペイヤーズ」としての権利意識が醸成されてきた。「タックス・ペイヤーズ」とは、進んで納税し税の用途まで監視する者を意味する。このような権利意識が明瞭に規定されているのは、近代的アーカイブズの発祥地でもあるフランス「人権宣言」（一七八九年）である。

「人権宣言」第一三条では、「公的強制力の維持」と「行政の諸費用」のため、全市民が「その能力に応じて平等に配分」される「共同の分担金」という国民の納税（共同の分担金）に関する規定がある。そして、第一四条で「すべての市民は、自身であるいは代表者を通じて、公的分担金の必要性を確認し、それに自由に同意し、その用途を見守り、かつ、その分担割合、標準、取り立ておよび存続期間につき決定する権利を有する。」とする。つまり、主権者である国民（市民）が税の「必要性」や「分担割合」「存続期間」の確認・同意・決定の権利をもつだけでなく、税の「用途」を監視することが明示さ

れる。「人權宣言」は、現在もフランスで憲法的効力を有している。

イギリスでも、租税は主権者（国民）が国家に提供する金銭であり、国民が租税の支出目的を検討、承認し、承諾するという考え方が定着している。したがって、租税の賦課・徴収には、議会の審議・承認（＝国民の同意）が不可欠であり、国民は自らが負担した税の用途をも監視する意識が強い。

このように進んで納税し、税の用途まで監視する者である「タックス・ペイヤーズ」としての権利意識が醸成された国々では、「タックス・ペイヤーズ」の権利意識を基盤とする「アーカイブズ文化」が存在する。自らが負担した租税を原資とする行政の執行手段である公文書は「国民共有の財産」であり、したがって公文書は当然、適切に保存されねばならず、租税を原資とする行政を監視するには、公文書の適正な公開が不可欠だという意識が働くからである。

一方、日本の納税者は課税がどのように決定され、納めた租税がどのように使われているかさえ知ろうともせず、「日本人ほど自国の税制にたいして関心のうすい国民はいない」と指摘されるように、納税は「義務」という意識が強く、税金の用途を問題にしない租税観がある。こうした租税観では、「タックス・ペイヤーズ」の権利意識を基盤とする「アーカイブズ文化」は存在し得ない。租税を原資とする行政の執行手段である公文書を「国民共有の財産」と考える意識も形成されず、租税を原資とする行政を監視しようという意識も希薄となるからである。

### 近世から近代日本と「タックス・ペイヤーズ」としての権利意識

近世の日本では、「領主は百姓が生存できるように仁政を施し、百姓はそれに応えて年貢を皆済すべきだ」という「仁政イデオロギー」が存在した。領主が「民の生命の再生産を保障すべきだ」との「生存権保障の観念」が成立していたとされる。

このような近世日本では、「仁政的な恩義関係」に基づく領主と百姓（民衆）との関係の下で訴訟が行われ、訴訟で仁政が実

現されない場合に百姓一揆いっきが生じたのである。

例えば、一七二二（正徳二）年の加賀大聖寺一揆を描いた『那谷寺通夜物語』では、百姓達は「仁政を施さない大聖寺藩を批判」し、「仕置」（政治）が悪ければ「年貢はせぬ」（納税しない）と述べ、「仕置（政治）次第」で、良い方の領主の「御百姓」になると述べたという。このような百姓達の主張は、「仁政が領主の責務だ」という通念が成立している近世社会」では「突飛な発言」ではないという。

近世日本では、百姓（民衆）が、「仕置」（政治）が良ければ年貢（納税）するが、「仕置」（政治）が悪ければ年貢（納税）しない、もしくは「年貢」（納税）先を変えろという認識を有していたのである。このような認識は、欧米社会にみられるような「タックス・ペイヤーズ」の権利意識に発展する可能性を秘めていたということもできるのではないか。

このような民衆の権利意識は、明治一〇年代前半における自由民権運動を基盤とする私擬憲法草案にも、確かに垣間かいま見ることができるのである。

例えば、私擬憲法草案の一つである「五日市憲法草案」は、国民の「代理」である国会が決定し天皇が許可しなければ政府は課税できないなど、国民生活に直結する租税等の経済的負担に関する討議権を国会に限定保障している。また、日本国民を代理する立法機関である国会に対し、行政全局を監督する権利が付与され、国民の「代理」である国会が違憲立法審査権や政策点検阻止権も認められていた。「五日市憲法草案」においては、国民の「代理」である国会に対して、租税や国債など、国民の経済的負担に関する決定権や行政に対する監督権が付与されていた。このように、国会の行政に対する監督権を認める「五日市憲法草案」の基本理念の中には、欧米のような「タックス・ペイヤーズ」の権利意識に発展する可能性が秘められていたといえよう。このような民衆意識は、百姓一揆を起源の一つとするものであり、その意識は、自由民権運動を基盤とする私擬憲法草案の中にも受け継がれていたといえよう。

## 大日本帝国憲法体制と「タックス・ペイヤーズ」の権利意識

だが明治政府は、一八八一（明治一四）年に国会開設の勅諭を発し、国会組織や憲法の内容は天皇が親裁すると宣言した。憲法に関する民間の議論を禁じ、自由民権運動の分裂・打倒を図りつつ、伊藤博文らを中心に、大日本帝国憲法（以下、帝国憲法と略称）の編纂作業が進められていった。帝国憲法は、「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ納税ノ義務ヲ有ス」（第二条）と臣民の納税義務が規定され、「租税法律主義」を採用（第六二条）しつつも、一度、議会在議決した租税法は将来にわたりその効力を有するとする「永久税主義」が採られるなど（第六三条）、天皇制国家の行政活動が臣民の代表者で構成される議会による財政上の拘束を受けない工夫が施されていた。

『憲法義解』<sup>①</sup>では、納税は「兵役と均く、臣民の国家に対する義務の一」と捉えられ、租税は臣民が「国家の公費を分担」するもので、「人民の随意なる献饋（贈り物）」ではないとした。租税の賦課・徴収は「国権」（国家の権利）であり、臣民は負担能力に応じた納税を無償で行う一方的金銭給付義務を負うとされた。明治政府は、租税は国家や地方団体が「統治権」に基づき、「統治権下に在る者」（臣民）に「負担」させるものであり、課税に納税者の同意は不要で、国家が強制的に課税できるとしたのである。

また帝国憲法では、西欧諸国のように「予算」は「法律で規定する」という「予算法」の文言を用いず、「予算」の文言を用いている。そもそも「予算法」とは、「本来自由な支出権を有する行政部に対する制限規範」として、国民の代表者で構成される議会が予算法議定の機会毎に全行政に対する支出統制を行うことを企図した、立憲財政制度の形式として採用されたものである。

だが帝国憲法は、臣民の代表者で構成される帝国議会による政府の予算支出に対する統制を排除するため、(一)天皇大権に基づく歳出、(二)法律上の結果による歳出、(三)法律上、政府の義務に属する歳出に関する予算額については、帝国議会は政府

の同意がなければ廃除・削減できないようにするなど（第六七条）、政府の予算支出権を保障した。その他、前年度予算執行権（第七一条）や、緊急の必要がある場合、緊急勅令（憲法第八条の規定に基づく）での予算外支出権を政府に認めるなど（第六八条・第七〇条一項）、臣民の代表者で構成される議会在政府に財政統制をかけることへの対策が講じられていたのである。帝国憲法は、ドイツ（プロイセン）の憲法・予算制度を範としていたことが知られるが、実は、ドイツよりも行政権中心・議会軽視の、予算・会計制度上における議会の掣肘<sup>せいちゆう</sup>を強力に抑制し、予算・会計制度上の行政権優位を構築したものであった。

これらの帝国憲法の規定は、租税の「使途」に対し議会を通じた国民のチェックが働く要素を非常に弱める要因となり、「租税の徴収と租税の使途とを関連させて、国家財政を問題とする」ような「国民意識」の十分な成長を阻害する要因として働いた。

こうして、欧米のような「タックス・ペイヤーズ」の権利意識に発展する可能性を秘めた民衆意識を包含する私擬憲法案を排除した帝国憲法により、明治政府は、議会を通じ国家財政（行政）を統制しようとする国民意識の成長を阻害したのである。このような帝国憲法の考え方は、次に述べるような日本国憲法にも継承されている。

### 日本国憲法と「タックス・ペイヤーズ」の権利意識

戦後、日本国憲法は、戦前の反省にたち、「民主主義、平和主義の思想」と英米の法律思想に基づき起草された。「マツカ―サー三原則」（一九四六年）第三項は「予算の型は、英国制度にならうこと」としたが、日本国憲法の予算・会計制度は、帝国憲法をベースに規定された。

日本国憲法は、租税理念としては、帝国憲法の「納税義務」の規定を踏襲し、国民の納税義務を継承した（第三〇条）。し

かし、松本丞治國務大臣を中心とする松本委員会の憲法草案は、天皇主権の帝国憲法を前提に「納税義務」の規程を存置していたが、その後のマッカーサー草案や日本政府の「憲法改正草案要綱」では「納税義務」の規定は削除されていた。にもかかわらず、「主権者としての納税者の誕生を想定」できなかつた大蔵省が、「納税義務」の規定復活を要望し、帝国議会でも与野党の意見として「納税義務」の規定復活を求める意見が強かつたため、日本国憲法に「納税義務」が継承されたのである。

このため日本国憲法の趣旨に則れば、主権者（納税者）である国民が、本来、自己の財産から税を拠出し、国家財源を補填する可否かを自由に決定できるはずであつたにもかかわらず、「明治憲法的発想の産物」である「納税義務」規定が存置された結果、「憲法の基本的な人権部分において、『国民の義務』として納税の義務が明文化」されるという「奇異」な現象が生じた。大蔵省も、戦前以来の税務行政を踏襲でき、「国民に義務として課税し、納税しない国民を取り締まるという行政システム」も維持された。こうして、「税制は自分たちが決めるものではなく、『お上』が決めるもの、納税は義務としてお上に奪われるもの、という戦後税制の不幸」が始まつた。また、「国民の基本的義務である納税の義務」を理解させるため、義務教育の場で「納税者のモラルを確立し、『納税教育』を徹底」するなど（一九六四年）、納税を権利でなく義務とする租税観が国民に植え付けられていった。

日本国憲法第七章を中心とする財政の規定も、「主権者としての納税者の誕生を想定」できなかつた大蔵省主計局が中心に起草した結果、帝国憲法以来の政府の予算支出に対する議会の統制を排除する予算・会計制度が継承された。

## おわりに

丸山真男は、「権利の上に長くねむっている者は民法の保護に値しない」という法諺<sup>ほうげん</sup>の趣旨に基づき、民主主義の「制

度の現実の働き方を絶えず監視し批判する姿勢」で「不断の民主化」活動を行い、民主主義を「生きたもの」とするよう述べた。近代社会は、出生や家柄、年齢など、個人の行動で変えることのできない要素が社会関係において決定的な役割を担い、「何であるか」(属性)が重要な価値判断の基準となる近世社会とは異なり、「何をするか」(機能)の価値観に基づく社会である。近代社会では、為政者は「人民と社会に不断にサービスを提供する」ことではじめて為政者となるのであり、人民はつねに為政者の「権利乱用」を監視・チェックするのである。丸山は、民主主義の制度の有無ではなく、国民(地域住民)が政治を監視・チェックする姿勢の有無を民主主義社会の判断基準とすべきだと説いた。

だが、日本社会は、欧米のような「タックス・ペイヤーズ」の権利意識に発展する可能性を秘めた民衆意識を、(一)日本近代国家の形成過程Ⅱ帝国憲法制定過程と(二)日本国憲法制定と民主化の過程においても実現することができなかった。そのことが、欧米のような「タックス・ペイヤーズ」としての権利意識を基盤とする「アーカイブズ文化」がそもそも存在し得ないような土壌を形成したのである。なぜ、そのような土壌が形成されたかは、今後、我々が追究すべき課題であるといえよう。

日本において地方公文書館の設立、拡充を目指すには、根本的には、国民(地域住民)が、アーカイブズやアーキビストの意義と重要性を認識、理解し、公文書館を「民主主義社会の基本要件」とする認識を共有しえるような、歴史・文化的土壌としての「アーカイブズ文化」が成立しなければならぬ。そのためには、欧米のような「タックス・ペイヤーズ」としての権利意識の覚醒が必要不可欠なのである。

アーカイブズは「文化のモノサシ」であり、その国の人々の日常生活を支える基礎的文化を示すものである。欧米を中心に、世界各国では、固有の文化伝統と権利の基盤としてのアーカイブズが、意識的、無意識的にその国の人々の間で浸透している。

公文書館を地域住民の意識のなかに浸透させるには、地方公共団体の創意工夫が必要であることはいままでもない。だが、

それ以上に必要なのは、日本における欧米のような「タックス・ペイヤーズ」としての権利意識を基盤とする「アーカイブズ文化」なのである。

(矢切努「地方公文書館の現状と課題」による)

#### 註

- (1) 憲法制定を主導した伊藤博文の名前で、一八八九年に公刊された明治政府のなかば公的な憲法解説書。
- (2) 法律に関係した格言、ことわざ。